

平成30年度市組織改正

4月1日から、下表のとおり市の組織を改正します。昨年度より1課3係増の15部45課128係体制とします。

なお、施設管理係は4月からセンターで業務を開始し、相談支援係、療育係及び通所係は開所までは現行施設で業務を行います。

■子ども発達支援センター(あんステップ)の開所に伴う組織の見直し

7月17日に「子ども発達支援センター」が開所します。そのため、「子ども発達支援センター準備室」を廃止し、新たに「子ども発達支援課」をセンター内に設置します。「施設管理係」はセンター全体の管理運営を、「相談支援係」は保健センター、教育センター及び社会福祉会館で実施している障害児や子どもの発達に関する相談支援業務を一元化して担当します。「療育係」は発達に心配のある子の親子療育を行い、総合福祉センター内にあった療育センターは移設し、新たに名称を「やまびこルーム」として運営します。「通所係」は知的障害児の発達支援を担当し、和泉町にあるサルビア学園を移設しその運営を行います。

■子ども課の課名の見直し

「子ども課」の課名を、所管業務がよりイメージしやすい「保育課」に変更します。同時に「子ども係」を「入園係」に、「保育係」を「指導係」に変更します。

平成29年度(改正前)	平成30年度(改正後)
子育て支援課子ども発達支援センター準備室 子ども発達支援係	廃止
—	子ども発達支援課施設管理係、相談支援係、療育係、通所係
子ども課保育経営係、子ども係、保育係	保育課保育経営係、入園係、指導係

問▼経営管理課
(☎(71)2205)

飛天像、相撲土俵四本柱2件、幽囚日誌の計4件を市指定文化財に指定

新たに次の4件を市指定文化財に指定しました。

市指定文化財は208件となり、国指定7件、県指定12件とあわせて指定文化財は全部で227件となりました。

■飛天像(彫刻)

神光寺(上条町)所蔵の飛天像は、平成27年の愛知県史編さんに伴う調査により発見されましたが、来歴については寺伝にも残っておらず不明です。しかし、上瞼をわずかに弓なりに曲げて笑う咲形の表情は、平安時代中期の仏師定朝以降によくみられる特徴です。また、背後に残る雲と思われる表現から、本来は光背の天人・天女のこと等の群像のうちのひとつが分離されたものと考えられています。朽損・虫損が多く部分的に



飛天像

補修の跡があるものの、神光寺に伝わる仏像の中でも格段に古く、安城市域の文化史を考える上で重要な仏像です。

■相撲土俵四本柱(有形民俗文化財)

今回新たに指定されたのは、神光寺所蔵の1本と若一王子社(安城町)所蔵の3本です。江戸時代には地方で相撲の興行を行うにも江戸相撲の年寄の免許が必要でした。この柱は相撲の土俵を建てる際に四隅に建てられたもので、柱に彫られた御免彫りと呼ばれる陰刻銘から、免許の内容を読み取ることができます。それによると神光寺のものは、天保6(1835)年9月10日に上条白山媛神社の祭礼の奉納相撲で使用され、当時の有力な年寄だった清見湯又市が免許したことがわかります。

一方、若一王子社所蔵の柱には元治元(1864)年9月10日に、安城村西尾での奉納相撲に使用されたことが刻まれています。

相撲柱は本市以外の西三河

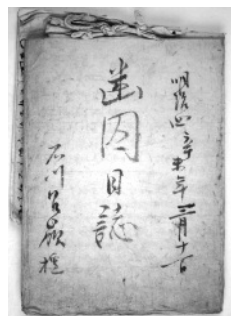
地域では残っている例がなく、当時の習俗がわかる貴重なものです。

■幽囚日誌(古文書)

誓願寺(姫小川町)所蔵(歴史博物館寄託中)の幽囚日誌は、明治4(1871)年3月9日に起きた大浜騒動の主唱者である石川台嶺(たいれい)が書いた獄中日記です。

大浜騒動とは、明治政府の急激な神道国教化政策に危機感を抱いた僧侶たちが、鷲塚(現碧南市)で領主の上総国菊間藩(現千葉県市原市)の役人と交渉した際に役人一人を殺害した事件です。

幽囚日誌は当時の社会情勢を考える上で大変貴重な資料です。



幽囚日誌

問▼文化振興課
(☎(77)4477)

ふれあい田んぼアート2018 田植えの参加者を募集

色とりどりの稲で田んぼに絵を描く「ふれあい田んぼアート」。今年で12回目の開催です。

●日時 5月20日(日)午前9時45分(受付は午前9時から)

※雨天決行、荒天中止。中止の場合は18日(金)午後3時頃に市HPに情報を掲載。

●場所 和泉町七ツ田(デンパーク正面ゲートから西へ400m)

●内容 手作業による田植え、関連イベント等

●定員 500人(定員を超えた場合は抽選)

※抽選となった場合は、落選者のみ通知します。

●持ち物 田んぼで作業のできる服装、長靴、軍手、タオル等

●申込み 5月11日(金)までに、申込用紙に必要事項を記入し、郵送(必着)かファクスで①、③のいずれかへ

①市農務課(〒446-8501 住所不詳/FAK(76)1112)

②JAあいち中央営農企画部(〒446-0046 赤松町浄善50/FAK(73)4415)



デンパーク開園20周年を記念した昨年の絵柄

③水土里ネット明治用水総務課(〒446-0065 大東町22-16/FAK(76)6561)

※申込用紙は、市農務課、各地区公民館、JAあいち中央各支店、水土里ネット明治用水、市HP等で配布。

※下記QRコードからも申し込みできます。



問▼農務課

(☎71)2233

平成30年度安城市市民活動補助金対象事業を決定

市民活動補助金は、地域が抱える諸課題の解決につながる市民活動を支援するための補助金です。

●団体名/申請事業区分/事業名/事業概要

団体名	申請事業区分	事業名	事業概要
イワカガミ	行政提示型	発達障害児とともに森を歩く	発達障害児とともに、自然豊かな「あいち海上の森」の散策及び現地での絵画教室を開催
ハッピーハッピーエンジェル	市民提案型	わくわくドキドキファッションショー	シニア世代を対象としたファッションショーを年2回開催
みこと&ダブルカホンズ	市民提案型	音楽による子供の健全育成活動	市内児童クラブへの慰問及びアンフォールでの演奏会の開催
ウィメンズネット安城	行政提示型	女性のキャリアアップ支援事業	全4回のキャリアアップ講座とその後のフォローアップ講座の開催
さんかく21・安城	行政提示型	絵本の中の男女共同さんかく(参画)	男女共同参画に関する絵本の展示及び絵本から見る男女共同参画に関する講演会及びワークショップの開催
特定非営利活動法人5-CHA	行政提示型	スポーツ・文化活動事業 キッズ・エクスサイズ講座及びプログラミング講座	主に発達障害児に対して、キッズ・エクスサイズ講座とプログラミング講座を開催

問▼市民協働課
(☎71)2218

業名/事業概要 左表のとおり

スポーツ選手・団体への激励金

●対象者 県大会等地区予選会・選考会を経て、国際大会・全国大会へ出場する市内在住・在勤・在学者

※自由参加あるいは予選会への複数参加が可能な大会等、交付の対象にならない場合があります。詳細はスポーツ課へ問い合わせてください。

●対象となる大会 非営利の体育団体が主催する、国際大会・全国大会

●激励金額 国際大会↓1人1万5000円〜5万円 全国大会↓1人3000円〜5000円 いずれも団体の場合は上限あり

●申込み 大会の14日前までに、申請書・出場する大会の開催要項・大会参加申込書の写し、予選大会の成績表等を持ちスポーツ課へ

※申請書は同課・市HPで配布。

問▼スポーツ課

(☎75)3535

スマートハウス機器・次世代自動車等の購入補助

エネルギーの効率的な利用、省エネルギーの推進のため、補助金を交付し、低炭素なまちづくりを目指します。

●申込み 4月2日(月)午前9時から各申請期限までに、申請書類を持ち環境都市推進課へ

●補助事業／補助内容／補助対象／補助金額／申請期限

下表のとおり

●注意事項 補助金交付決定前に工事着手している場合は、交付できません(次世代自動車購入補助は除く)

※申請書類は同課・市HPで配布。

※記載以外にも要件あり。詳細は市HPで確認してください。

※申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。

問▼環境都市推進課
(☎71)2206

補助事業	補助内容	補助対象	補助金額	申請期限
スマートハウス普及促進補助金	住宅用太陽光発電システム※	申請日の15日後～平成31年3月29日に、各システムを自ら居住する市内の住宅(新築含む)に設置又は、システム付きの住宅を購入する人	20,000円×太陽電池モジュールの最大出力値(kW) 上限→80,000円	平成31年2月28日
	家庭用燃料電池システム		機器費・設置費の5% 上限→100,000円	
	家庭用リチウムイオン蓄電池システム		機器費・設置費の5% 上限→10,000円	
	HEMS(家庭用エネルギー管理システム)		機器費・設置費の5% 上限→50,000円	
	住宅用次世代自動車充給電システム		10,000円×集熱部の総面積(m ²) 上限→80,000円	
太陽熱機器設置補助金	住宅用太陽熱温水器	市内在住者又は市内に事業所等を有する事業者	13,000円×集熱部の総面積(m ²) 上限→104,000円	平成31年3月29日
	住宅用太陽高熱高度利用システム		一律300,000円	
次世代自動車購入補助金	燃料電池自動車	市内在住者又は市内に事業所等を有する事業者	一律50,000円	平成31年3月29日
	超小型電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・電気自動車			

※ HEMS(家庭用エネルギー管理システム)及び蓄電池、又は HEMS 及び充給電システムと同時の申請(設置済みでも可)が必要です。

浄化槽の設置補助

家庭からの生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的として、新たに環境配慮型浄化槽を設置する人に対し、補助金を交付します。

●対象 公共下水道事業認可区域外等で、専用住宅等に環境配慮型浄化槽を新たに設置する人

●補助金額 左表のとおり

●その他 補助金を受けるには条件や予算に限りがあります。また、浄化槽の設置前に補助金の申請が必要です。詳細は市HPで確認してください。

問▼環境都市推進課
(☎71)2206

浄化槽の設置補助金額

人槽	新設(※1)	転換(※2)		
		稗田川及び油ヶ淵流域の地域	その他の地域	撤去費の加算(※3)
5	170,000円	415,000円	332,000円	100,000円
7	190,000円	517,000円	414,000円	
10	230,000円	685,000円	548,000円	

※1：新たに環境配慮型浄化槽を設置する場合。

※2：既存建物において、建築確認を伴わず単独浄化槽を新しい環境配慮型浄化槽に切り替える場合。

※3：転換のうち、単独浄化槽を適法に全部撤去処分する場合加算。

介護保険制度が変わります

◎4月からの変更点

■利用者負担額の変更

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービス利用時の支払額が変わります。各サービスの利用者負担額の目安は、市HPで確認してください。

■介護保険料の変更

65歳以上の人の保険料は、市の介護サービスにかかる費用等から算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

基準額の決まり方

$$\text{基準額} \text{ (年額)} = \frac{\text{介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担割合分 (23\%)}}{\text{65歳以上の人数}}$$

※「基準額」とは、各所得段階において保険料を

決める基準となる額のことです。所得段階は本人と世帯の課税状況に応じて決められています。

◎8月からの変更点

■利用者負担割合の変更

介護保険サービス等の利用者負担割合が2割負担の人（一定以上所得者）のうち、特に所得の高い人について、3割負担が新設されます。

※介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担割合についても同様。

●対象 本人（65歳以上）の合計所得金額が20万円以上で、世帯内の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の人

●その他 要支援・要介護認定等を受けた人には、負担割合がわかるように「介護保険負担割合証」を7月に送付します

問▼高齢福祉課
(☎71)2226

2018年度から2020年度の介護保険料(所得段階別)

所得段階	対象者			介護保険料(年額)
1	生活保護受給者			22,818円 基準額×0.35
2	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者又は本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が80万円以下の人	38,088円 基準額×0.60
3			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の人	41,262円 基準額×0.65
4			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が120万円を超える人	50,784円 基準額×0.80
5	本人が市民税課税	世帯内に市民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が80万円以下の人	63,480円 基準額
6			120万円未満の人	73,002円 基準額×1.15
7			120万円以上200万円未満の人	82,524円 基準額×1.30
8			200万円以上300万円未満の人	95,220円 基準額×1.50
9			300万円以上400万円未満の人	107,916円 基準額×1.70
10			400万円以上500万円未満の人	120,612円 基準額×1.90
11			500万円以上700万円未満の人	133,308円 基準額×2.10
12			700万円以上900万円未満の人	146,004円 基準額×2.30
13			900万円以上1000万円未満の人	152,352円 基準額×2.40
14			1,000万円以上の人	158,700円 基準額×2.50

脳ドック(前期)・市民ドック

■脳ドック(前期)

●**受診期間** 5月～10月(検診日と結果説明日で2日間必要な場合有)

●**実施機関** ①八千代病院 ②三河安城クリニック ③安城更生病院

●**検査項目** 頭部MRI、頭部MRA、問診等

●**対象** 職場等で受診機会のない、市内に住民登録のある40歳以上(昭和54年4月1日以前生まれ)の人

※脳血管疾患治療中の人を除く。

●**定員** ①③↓各125人 ②↓50人 いずれも定員を超えた場合は過去に一度も当選したことのない人を優先し、抽選

●**個人負担額** 1万円

●**注意事項** 次のいずれかに該当する人は、受診できない場合があります。事前にかかりつけ医に相談し、申し込んでください

●体内に金属器具・ペースメーカー・人工内耳等が入っている

●入れ墨(眉毛やまぶたのアイメイクを含む)をして

いる

●歯科インプラントが入っている

●閉所恐怖症

●**申込み** 4月1日(月)～15日(日)に、往復はがき(左図参照。消印有効)を市保健センターへ

返信の裏面 (この面には、何も記載しないでください)

446-0045 横山町下毛賀知106-1 安城市保健センター

62 往信

郵便番号 62 返信

往信の裏面 ●郵便番号・住所 ●氏名(ふりがな) ●生年月日 ●電話番号 ●希望医療機関名・力所

郵便番号 62 返信

往信の裏面 ●郵便番号・住所 ●氏名(ふりがな) ●生年月日 ●電話番号 ●希望医療機関名・力所

郵便番号 62 返信

往信の裏面 ●郵便番号・住所 ●氏名(ふりがな) ●生年月日 ●電話番号 ●希望医療機関名・力所

郵便番号 62 返信

往信の裏面 ●郵便番号・住所 ●氏名(ふりがな) ●生年月日 ●電話番号 ●希望医療機関名・力所

郵便番号 62 返信

※申込受付後、4月19日(木)付で申込確認はがきを送付。抽選結果は、4月26日(木)付

往復はがきの書き方

平成29年度後期の抽選状況(参考)

実施機関	倍率 (申込数/定員)
八千代病院	2.2倍 (273人/125人)
三河安城クリニック	2.0倍 (102人/50人)
安城更生病院	3.9倍 (489人/125人)

けで送付予定。
※1人1通。2通目以降及び内容に不備がある場合は無効。申込期限後の変更不可。
※平成29年度は過去に一度も当選したことがない人のみでの抽選となりました(左表参照)。

■市民ドック

●**受診期間** 5月1日～平成31年2月28日

●**実施機関/予約受付日時/個人負担額** 下表のとおり

●**対象** 次の全てに該当する人

●市内に住民登録のある40歳以上(昭和54年3月31日以前生まれ)

●国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者、社会保険被扶養者のいずれかで、職場等でがん検診の機会がない

●**検査項目** 血液、心電図、

肺機能、胃・胸部エックス線、便潜血、腹部超音波等

※胃内視鏡検査は選択不可。
※喀痰検査は含みません。
※八千代病院・安城更生病院は、75歳以上の受診者への胃部エックス線検査を実施しません。

●**追加検査** 前立腺がん(500円)・子宮頸がん(1000円)・乳がん(1000円)・検診を追加可。骨粗しょう症検査(500円)は、年度内に40・45・50・55・60・65・70歳になる女性のみに追加可。

70歳以上、生活保護受給、市民税非課税世帯の人は、追加検査のみ個人負担金免除。該当者は事前に市保健センターへ連絡してください

●**持ち物** 健康保険証、個人負担金

※国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者は市保健センター発行の特定健康診査受診票(4月下旬発送予定)が必要。

●**申込み** 4月5日(木)～平成31年2月28日(各実施機関の予約受付可能日まで)に、電話で受診希望の実施機関へ

●**問** 市保健センター (☎(76)11133)

●**申込み** 4月5日(木)～平成31年2月28日(各実施機関の予約受付可能日まで)に、電話で受診希望の実施機関へ

実施機関	八千代病院 八千代総合健診センター	アイエムクリニック・安城	三河安城クリニック 人間ドック健診センター	安城更生病院 健康管理センター
所在	住吉町2-2-7	篠目町1-11-16	相生町14-14	安城町東広畔28
電話番号	<98>3367	0120<17>2065 <91>2065	<75>7515	<75>3020
ファクス	<98>2834	<91>2461	<75>7516	
予約受付日時 ※(例)を除く。	(月)～(金)→午前8時30分～午後4時30分 第2・4・5(土)→午前8時30分～正午	(月)(火)(木)(金)→午前8時30分～午後7時 (土)(日)→午前8時30分～正午	(火)～(金)→午前9時～午後6時 (土)→午前9時～午後4時	(月)～(金)午後1時～4時
個人負担額	国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者→8,000円 社会保険被扶養者→15,000円			

狂犬病予防注射を忘れずに

狂犬病は、人と動物に共通する恐ろしい感染症です。発症した場合の致死率はほぼ100%です。世界では未だに蔓延しており、年間数万人が犠牲になっています。

■予防注射

犬の飼い主には、年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。集合注射会場（下表）か動物病院（市HP参照）で注射を受けさせてください。

■費用 集合注射会場▼新しく登録する犬↓6400円（登録料含）登録済みの犬↓3400円 動物病院▼各病院へ問い合わせてください

●その他 登録済の犬については、4月上旬に案内を送付します。はがき裏面の問診票に記入して集合注射会場又は動物病院に持参してください

■犬の登録

生後91日以上の子犬は生涯1回の登録が必要です。

●登録場所 集合注射会場、動物病院、環境都市推進課

●登録料 3000円

■犬の届出

犬の死亡、飼い主や犬の所在地変更等は、環境都市推進課へ届け出てください。

犬が行方不明になったときや迷い犬を保護したときは、県動物保護管理センター（☎0565(58)2323）と安城警察署（☎(76)0110）へ連絡してください。

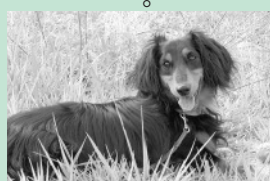


問▼環境都市推進課
(☎(71)2206)

集合注射会場					
とき		ところ	とき		ところ
4月9日(月)	午後1時10分～1時30分	昭林公民館	23日(月)	午後1時10分～1時30分	高棚公民館
	午後1時50分～2時30分	桜井公民館		午後1時50分～2時20分	西部福祉センター
10日(火)	午後1時10分～1時30分	東尾公民館	24日(火)	午後1時10分～1時40分	榎前公民館
	午後1時50分～2時5分	秋葉いこいの広場前(秋葉公園内)		午後2時～2時30分	城ヶ入公民館
	午後2時25分～2時40分	北明治公民館	25日(水)	午後1時10分～1時20分	別所団地公民館
11日(水)	午後1時10分～1時30分	二本木地区コミュニティセンター		午後1時40分～2時	新田町会館
	午後1時50分～2時20分	篠目町公民館	5月7日(月)	午後2時20分～2時40分	西尾公民館
12日(木)	午後1時10分～1時30分	池浦公民館		午後1時10分～1時20分	橋目霊園
	午後1時50分～2時10分	今池町内会公民館		午後1時40分～1時50分	浜屋公民館
16日(月)	午後1時10分～1時30分	東部公民館	8日(火)	午後2時10分～2時40分	北部公民館
	午後1時50分～2時20分	作野公民館		午後1時10分～1時25分	東栄今本町公民館
17日(火)	午後1時10分～1時20分	アグリライフ支援センター	9日(水)	午後1時45分～2時	里地区コミュニティセンター
	午後1時40分～2時10分	根崎公民館		午後2時20分～2時30分	東山公民館
18日(水)	午後1時10分～1時20分	和親館(高棚町)	12日(土)	午後1時10分～1時20分	三ツ川集会場
	午後1時40分～2時	箕輪町内会事務所		午後1時40分～1時50分	藤野公民館
	午後2時20分～2時40分	美園公園	12日(土)	午後2時10分～2時40分	古井町公民館
19日(木)	午後1時10分～1時40分	東端公民館		午後1時～2時	市保健センター
	午後2時～2時20分	和泉公民館			

■飼い犬・猫のふんの放置は条例違反です

飼い犬等ペットの散歩の際は、スコップやビニール袋等を持ち歩き、ふんは必ず持ち帰り可燃ごみとして処理してください。



安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(抜粋)
(飼い主の責務)
第6条 飼い主は、飼い犬等が公共の場所等においてふんをしたときは、これを直ちに回収し、適正に処理(中略)しなければならない。

問▼ごみゼロ推進課
(☎(76)3053)